

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 三芳富士見線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
富士見市大字鶴馬（元大井分） 字大沼一五一六番六地先から同 市大字上南畑字橋上川袋二七三 三番一地先まで		区 間
一二・〇〇〃 一五・〇〇	一二・〇〇〃 一五・〇〇	敷地の幅員 （メートル）
三九四・六四		延長 （メートル）
歩道整備事業によ る。		備 考